

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和2年度開催の法定研修全体のスケジュール見直しにより、一部の研修について、中止・延期が決定しました。受講申込みをされた方には郵送にて研修中止及び介護支援専門員証の取扱いについて通知しております。また、今後の状況により開催予定の研修についても変更がありましたら、随時ホームページにてお知らせいたします。【ホームページアドレス：<http://www.acma2015.or.jp/>】

★令和2年度法定研修・今後の予定

研修課程	日 程	会場(予定)	
第1回 介護支援専門員 実務研修	7/30(木)～9/29(火) 【16日間】	青森	青森県総合社会教育センター・青森県労働福祉会館
		八戸	八戸総合卸センター・八戸商工会議所
介護支援専門員 再研修	7/30(木)～9/18(金) 【10日間】	青森	青森県総合社会教育センター・青森県労働福祉会館
		八戸	八戸総合卸センター・八戸商工会議所

※「主任介護支援専門員更新研修」は、延期が決定。振替の研修日程などにつきましては現時点で未定のため、受講申込者には、研修開始の目途が立ち次第、お知らせします。

※「主任介護支援専門員研修」・「第2回介護支援専門員実務研修」の日程及び会場は未定。

●中止が決まった研修

- 介護支援専門員更新研修(実務従事者・実務経験者向け) →
- 介護支援専門員更新研修(実務未経験者向け) →
- 介護支援専門員専門研修 →

令和2年度の更新研修に申し込んだ方は来年度の更新研修を受講して下さい。(受講決定済ですので来年度受講申込書の再提出は必要ありません)来年度の日程等は令和3年度3月中に受講申込者のご自宅へ郵送します。

来年度以降、更新研修及び専門研修で再度申し込んでください。

更新研修中止に伴う介護支援専門員証の有効期間等の取扱いについて

(1)有効期間が令和2年11月1日から令和3年10月31日の者

(今年度の更新研修を修了し、更新しなければ有効期限が満了する者)

- ア 介護支援専門員証の有効期間の取扱い
臨時の取扱いにより、有効期限の翌日から1年延長します。(来年度、更新研修を受講してください。)
 - イ 介護支援専門員証の有効期間を延長する手続き
今回の延長に伴う事務手続きはありません。このため、お手持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日の記載上は満了した状態でも介護支援専門員証として有効です。
 - ウ 介護支援専門員としての業務
介護支援専門員証に記された有効期限の経過後でも1年延長後の期間内であれば介護支援専門員として業務に携わっても支障ありません。
- (2)有効期間が令和2年10月31日までの者
有効期間の延長はありません。なお、昨年度以前に、更新のための研修を修了している場合は更新の手続きをしてください。
※詳しくは青森県高齢福祉保険課(017-734-9298)へお問い合わせください。

居宅介護支援事業所の管理者要件が改正となりました。

- 令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることとしていたが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱を可能とする。
- 令和3年3月31日時点での主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

※詳しくは厚生労働省からの通知【介護保険最新情報 Vol.843】をご確認ください。

◆会員募集中◆

新規でご入会をご検討の個人の皆さまのご入会をお待ちしております。
手続き方法については、ホームページをご覧いただくか当協会までお気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響下における居宅介護支援費の取扱いについて

居宅介護支援事業所において、新型コロナウイルスの影響で、当初ケアプランで予定されていたサービス提供が行われなかった場合であっても請求が可能となった。(必要な書類の整備を行っていること、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱であること等要件あり)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援等に関する事項をまとめたページは厚労省ホームページをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

◆事務局より◆

※内容変更届出書・退会届出書は会員専用サイトでダウンロードができます。(内容変更届出書はこのお知らせの裏面にもございますのでご活用ください。)

※今年度の研修についてホームページに随時掲載していますので受講申込予定の方はご確認ください。

※当協会では年会費のお支払いは口座振替を推奨しています。現在お振込みの方で口座振替へ変更する場合はご連絡ください。

※令和3年3月(予定)まで仮事務所に移転し業務を行っております。(右記参照)

■問い合わせ先■

公益社団法人 青森県介護支援専門員協会事務局
【業務時間：月～金 AM9:00～PM5:00】

〒030-0801

青森県青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階
TEL：017-721-3731 FAX：017-721-3732

E-mail:info@acma2015.or.jp

HP:<http://www.acma2015.or.jp/>

【仮事務所住所】

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目1-8
AMC新町ビル4階

※TEL/FAXの変更はございません。





FAX : 017-721-3732 青森県介護支援専門員協会 事務局宛

◆氏名、勤務先(勤務先の異動や退職も含む)、ご自宅住所等に変更があった方は、変更のあった箇所にチェックを入れ、新しい内容を記入し、当協会事務局宛にFAXまたは郵送くださるようお願いいたします。
尚、当協会へ提出いただくと、日本協会、地区協議会支部への連絡は不要になります。

内容変更届出書

公益社団法人 青森県介護支援専門員協会会長 殿

令和 年 月 日

会員登録内容に変更がありましたので以下の通り届け出ます。

会員区分:	正会員	賛助会員
氏 名:	印	
生年月日:	S · H	年 月 日

※ 変更のあった箇所にチェックを入れ、記入してください。

<input type="checkbox"/> 氏名	フリガナ 旧)	フリガナ 新)
<input type="checkbox"/> 口座登録 ※ 年会費引き落とし口座を登録済みで、氏名変更や事業所口座の変更がある方は、協会事務局までご連絡ください。		
<input type="checkbox"/> 自宅	〒 一 住所: TEL: FAX:	
<input type="checkbox"/> 勤務先	□ 変更 〒 一 住所: 名称: TEL: FAX: □ 退職 名称:	
<input type="checkbox"/> 連絡先電話番号 一 一 (自宅・勤務先・携帯)		
<input type="checkbox"/> E-Mail		
<input type="checkbox"/> 送付先	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 勤務先
<input type="checkbox"/> 支部変更	支部	→ 支部

◇ 協会記入欄 ◇		県協会	日本協会	支部
ID				
登録番号				